

問 働き方改革関連法が昨年成立し、時間外労働の上限規制が今年4月1日（中小事業主は1年後）から施行されると聞いております。当社も時間外労働の削減に努めているところですが、限度時間を超えて労働させざるを得ない場

質問に お答えします

合がありますので、36協定を適正に締結・届出すべく当協会誌11月号「行政の焦点」記事の「36協定の届出様式が変わります！」などを参考に準備しています。この36協定の届出様式に新たに設けられた項目に「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康

「健康確保措置」の内容を教えてください

及び福祉を確保するための措置」がありますが、この内容がよくわかりません。どのような措置でどのように対応すればよいのでしょうか。

答 過重労働による健康障害の防止を図る観点から、時間外・休日労働協定に特別条項を設ける場合においては、「健康福祉確保措置」を協定

することとされました。（新労基則第17条第1項第5号）

「健康福祉確保措置」の内容は、この省令と同時に公布された告示「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働に関する指針」（平成30年厚生労働省告示第323号）の第8条に例示されています。

36協定届の記載例（特別条項）（様式第9号の2（第16条第1項関係）（限度時間を超える時間外労働についての届出書））

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

労使当事者は、限度時間を超えて労働する労働者に対する健康福祉確保措置について、次に掲げるものの中から協定することが望ましいとされています。

- ① 医師による面接指導
- ② 深夜労働の1箇月当たりの回数制限
- ③ 継続した休息時間の確保（勤務間インターバル）
- ④ 代償休日等休暇の付与
- ⑤ 勤務状況・健康状態に応じて、健康診断の実施
- ⑥ 年次有給休暇の連続取得
- ⑦ 健康問題の相談窓口の設置
- ⑧ 適切な部署への配置転換
- ⑨ 産業医等による助言・保健指導

実際の36協定新届出様式第9号の2（第16条1項関係）裏面の（記載心得）及び記載例を見ると、該当する番号と具体的内容を記載することになっていますので健康福祉確保措置のいずれかの番号を選択した上で、その内容を具体

的に記載することが必要です。

【記録の保存】

健康福祉確保措置は、実施状況に関する記録を36協定の有効期間中及び当該有効期間の満了後3年間保存しなければなりませんとされています。

（新労基則第17条第2項）

時間外労働の上限（「限度時間」）が月45時間・年360時間であり、この限度時間を超えて長くなるほど過労死等との関連性が強まるとされており、労働者に対する安全配慮義務の具体化として健康福祉確保措置の実施が必要となっているのです。

また、時間外労働の上限規制の適用猶予事業（建設等）についても限度時間を勘案し、健康・福祉の確保に努めることが求められています。

（オノ労働衛生コンサルタント事務所所長 尾野吉則）